

「若い者」とは、何歳位の人を云うのだろうか・・・

80歳を超えた人からすれば、60歳代は「若い者」となる？

困窮の事実判定に、年令による区別は関係無いのですが・・・

あいかかわらず、「若いモンが生保もらって、ゴロゴロしている」という声をよく聞きます。

生活保護は、一定の収入を毎月安定して確保出来ないという、困窮の事実によって活用する制度で、年令は関係ありません。

ですから、生活保護受給者の年齢構成を見て、生体年齢が低いものが多いとか少ないとか云っても仕方が無いような気もするのですが、事実としてどうなのだろうという好奇心から、数字を見てみることにしました(下の表とその説明参照)。

80歳の人からすれば、60歳はまだ若い、ということになると思われますが、個人から見ると若いかどうかでなく、一般的な見方として「若者」といえる、やはり、20歳代、30歳代ではないでしょうか。

世帯主が39歳以下で生活保護を受けている割合は、西成区全生保世帯に対して3.8%、萩之茶屋では2.5%です。1割とはほど遠く、「ゴロゴロいる状態」と形容するには不相当と思えます。

60歳以上の占める割合は、7割を超え、8割に迫る勢いです。西成区全世帯に占める生保世帯の割合

は、3割を超え、萩之茶屋では5割に達しようとしています。雇用対策で生活保護が減る部分は、限られているといえます。特に、釜ヶ崎では！炊き出し・夜間宿所利用の生保から生活保護制度活用で、別の生活へ、熟慮の時！

【下の表の説明】西成区で今年7月に生活保護を受給していた世帯主を、年齢別に分けて、一覧表にしたものです。世帯に含まれる扶養者は、数の中に入れていません。ですから、単位は「世帯」と考えられます。保護を受けている人員はもっと多い事になります。

「22国調世帯」は、2010年10月国勢調査の速報値です。今年7月までに、移動があると思われませんが、他に数字がないのでそれを使って、その地区に住む世帯の中に占める生活保護受給世帯の割合を計算したのが「保護率」です。

%で表示されている数字は、その年齢の人の合計に対して占める割合です。「60歳以上計」は、60歳以上の人の占める割合を足したものです。

世帯主のみ	29歳以下	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80歳以上	計	22国調世帯	保護率
山王	10	26	94	192	585	475	132	1,514	2,403	63.0%
萩之茶屋	35	175	552	1,320	3,091	2,600	464	8,273	17,012	48.6%
今宮	11	67	118	306	813	831	220	2,366	5,793	40.8%
西成区計	205	772	1,696	3,407	8,902	8,235	2,101	25,318	74,693	33.9%
世帯主のみ	29歳以下	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80歳以上	計	60歳以上計	
山王	0.7%	1.7%	6.2%	12.7%	38.6%	31.4%	8.7%	100.0%	78.7%	
萩之茶屋	0.4%	2.1%	6.7%	16.0%	37.4%	31.4%	5.6%	100.0%	74.4%	
今宮	0.5%	2.8%	5.0%	12.9%	34.4%	35.1%	9.3%	100.0%	78.8%	
西成区計	0.8%	3.0%	6.7%	13.5%	35.2%	32.5%	8.3%	100.0%	76.0%	

市更相は釜ヶ崎（あいりん地域）の福祉相談窓口です。

夜間宿所利用・炊き出し利用、センター周辺や公園での野宿・仮小屋生活から、アパート生活へ！

市立更生相談所（市更相）は、釜ヶ崎（あいりん地域）内の簡宿利用者、夜間宿所利用者、そして、地区内で野宿する人を担当する福祉の相談窓口です。

役所は管轄（縄張り）にこだわりますから、市更相の窓口で「天王寺公園で寝ていた」というと、「天王寺区役所で相談して下さい」といわれます。「鶴見橋商店街で寝ていた」というと、「西成区役所へ行って下さい」といわれます。この点、相談に行く前に、しっかり確認しておいて下さい。

最低でも、相談に行く前の晩は、夜間宿所かセンター周辺あるいは山王・太子など市更相周辺で寝泊まりしていたことが必要です。地区内の簡宿に止まっている人が、わざわざ野宿していく必要はありません。

大阪市立更生相談所にできること

1) 医療相談

体の調子の悪い人は、医者を紹介してもらえます。大概是医療センターですが、眼科や歯科など病気によっては、他の病院を紹介してくれます。勿論、無料で医者にかかれます。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうことになります。医療継続のために、必要です。市更相に持っていきましょう。入院の場合は、生活保護の医療保護（入院保護）とすることになります。

2) 施設相談

2～3日、三食風呂付きで体の調子を整えたい人は、三徳寮の生活ケアセンターの利用を相談してみてください。最近の利用者が少ないので、断られることは少ないようです。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうことになります。市更相に持っていきましょう。市更相からの、生活ケアセンターへの紹介状を持って、三徳寮の受付に行きます。これは、生活保護法外の援助、つまり、法外援助といえます。

2～3日でなく、長期に施設に入って、体力の回復や過度の飲酒やギャンブル依存などの悪い生活習慣を改善した人は、長期の寮（生活保護施設）への入所を相談しましょう。生活保護の中の施設保護です。

3) 居宅確保相談

住居のない人が、アパートやマンションを借りて、生活保護の中の居宅保護を申請することができます。この場合は、医療相談でも施設の相談でもなく、居宅保護の相談であることをはっきり、職員に伝える必要があります。大阪市には「生活移行支援事業」というのがあります。住居のない人については、住居を探す間や生活費を支給するための手続きをする間、寝泊まりする場所がないと住居探しなどに専念できないだろうということで、2週間程度施設で過ごすことになっています。施設の職員が、住居探しの手伝いをしてくれるほかに、手続き上のわからないことについて、助言してくれます。

注記：敷金のいらない賃貸住宅（マンション・アパート）に入る人は、入居したその日に、契約書を持って、担当の区役所へ行くことになります。